

三重県新エネルギービジョン推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重県新エネルギービジョン推進会議（以下「推進会議」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 三重県新エネルギービジョンの推進、評価、見直しを行うため、推進会議を設置する。

(検討事項)

第3条 推進会議は、三重県新エネルギービジョンの推進にあたって、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 三重県新エネルギービジョンの進捗管理に関する事
- (2) 三重県新エネルギービジョンの評価・見直しに関する事
- (3) 新エネルギーの導入等に向けた取組方策、推進体制に関する事
- (4) その他三重県新エネルギービジョンの推進に必要な事項

(組織)

第4条 推進会議は、別表に掲げる委員により組織する。

2 推進会議には、委員の互選により選出された座長1名を置く。副座長については、座長の指名により定める。

(職務)

第5条 座長は、会務を総理する。

2 座長に事故あるとき、または座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、必要の都度、座長が招集し、これを主宰する。

2 会議は原則として公開する。

(意見の聴取)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、専門家等の関係者に会議への出席を求めて意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、雇用経済部ものづくり・イノベーション課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、別途定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年7月4日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年7月12日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年11月7日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年1月8日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年6月10日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年7月11日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年9月12日から施行する。

三重県新エネルギービジョン推進会議委員名簿

氏名	役職名
石川 浩二	NTN(株) 執行役員 自然エネルギー商品事業部担当 兼 産業機械事業本部付 (特命担当)
折戸 佑基	水土里ネット立梅用水 事務局長
加川 大樹	本田技研工業(株) ライフクリエーション事業本部 新事業 推進部 担当部長
坂本 竜彦	三重大学大学院 生物資源学研究科 教授
先浦 宏紀	(株)三十三総研 総務部長兼調査部主席研究員
田島 邦彦	富士通(株)三重支店長
田丸 浩	三重大学大学院 生物資源学研究科 教授
多森 成子	三重テレビ放送気象キャスター、気象予報士
辻 保彦	松阪木質バイオマス熱利用協同組合 理事長
◎手塚 哲央	京都大学大学院 エネルギー科学研究科 教授
野間 毅	東芝インフラシステムズ(株) 事業開発センター 総合エンジニアリング部 主幹
ばんない 坂内 正明	三重大学 地域イノベーション学研究科 客員教授
東 秀光	(株)百五銀行 公務部長
東崎 哲也	第一工業製薬 (株) エレクセル開発部長
前田 世利子	伊勢おはらい町会議 会長
松原 直輝	パナソニック (株) エコソリューションズ社 エナジーシステム開発部 住宅エネマネ市場開発センター 西部市場開発部中部・北陸市場開発課 課長
矢口 芳枝	(一般社団法人) 四日市大学エネルギー環境教育研究会 副会長兼事務局長
○柳原 和男	中部経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課長

※敬称略 五十音順、◎座長、○副座長